

佐賀県告示第 223 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成 25 年 6 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	区域		埋立地の区分
	所在	地番	
1	西松浦郡有田町戸矢 字岩峠	乙 635 番 5 の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 12 条の 31 第 2 号に規定する埋立地
2	藤津郡太良町大字大 浦字牛尾呂	己 1202 番 8 の一部	〃
3	杵島郡白石町大字新 開	1 番の一部	〃
4	小城市小城町栗原字 一本榎	825 番 1 の一部 825 番 2 の一部 825 番 3 の一部 825 番 4 の一部 825 番 5 の一部 825 番 6 の一部 825 番 7 の一部 825 番 8 の一部 825 番 9 の一部 825 番 10 の一部 825 番 11 の一部 825 番 12 の一部 825 番 13 の一部 825 番 14 の一部 827 番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 13 条の 2 第 1 号及び第 3 号イ並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 31 第 1 号に規定する埋立地
	小城市小城町池上字 鏡籠	393 番 1 の一部 393 番 2 の一部 393 番 3 の一部 393 番 21 の一部 393 番 22 の一部	

	393 番 23 393 番 24 の一部 393 番 25 の一部 393 番 26 の一部 393 番 57	
--	----------------------------------------------------------------------	--